

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-32	第8回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会		
開催日時	平成21年8月28日(金) 午後3時00分から 午後4時15分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員18人(青山 侑 村上 順 谷本有美子 坂下 修 木内 清 加納 進 高柳 東彦 阿部洋一 小川 昭 五月女晴美 末富裕二 須貝利喜夫 瀧澤賢司 中川勝右 七岡 剛 平井信吾 丸山妙子 田中 進) 幹事9人(織田雄二郎(企画経営室長) 岡田 貢(総務部長) 横山信雄(区民活動推進部長) 中山 誠(企画経営室企画・行政改革担当課長) 岸川 紀子(企画経営室広報広聴担当課長) 小暮真人(総務部総務課長) 酒井敏春(総務部法務課長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	4人
議題	1. 中間のまとめの検討について 2. その他			
配付資料	1 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ(案) 2 条例の検討過程における、更なる区民参加プログラム(案) 3 次回の検討委員会の開催予定について			
会議概要	1. 議事 ・(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめについて、議論を行い、その取りまとめを会長に一任し、区長へ報告することとした。 ・条例の検討過程における、更なる区民参加について議論を行い、10月3日(土)~4日(日)開催の「すみだまつり・こどもまつり」への参加、並びに10月18日(日)開催予定の「区民フォーラム」については運営に工夫を行ったうえで、また、パブリックコメント(~10月26日(月))については案のとおり、実施することとした。 ・次回(第9回)検討委員会について、11月2日(月)13時30分より、開催することとした。 なお、詳細は、別紙「第8回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会 議事録」のとおり			

所 管 課

区民活動推進部区民活動推進課（内線 3511）

第8回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

青山会長 第8回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会でございます。本日は保井委員から欠席との連絡を受けております。坂下委員が遅れて参加されます。

1. 中間のまとめの検討について

青山会長 早速、議事に入ります。本日は前回に引き続いて、中間のまとめについて議論をいたします。前回、委員の皆さんからいただいた意見を踏まえて再度、起草委員の間で今回の中間まとめ案を推敲して、資料1で本日配布してあるとおり修正をしております。まず修正した案につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

岩瀬幹事 それでは「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ（案）」といたしまして、前回の素案からご意見を踏まえて作成したものをご説明させていただきます。まず1ページ目をお開きください。1ページ目では「はじめに」といたしまして、これまでの議論を踏まえた作成の検討過程、今後のスケジュールを中心に記述させていただいております。恐縮でございますが、続きまして9ページをお開きください。前回の検討委員会でもかなり議論となりました「条例の名称」の件でございます。「考え方」の部分をご覧ください。これまでの議論の確認でございます。「考え方」の一つ目の「・」の中ほどから、ちょっと省略して読ませていただきます。「この条例の理念である『協治（ガバナンス）』を墨田区から積極的に発信し、また、区民同士も『協治（ガバナンス）』のあり方について議論することで、墨田区らしい協治（ガバナンス）を進めていきたい」といった意見がありました。二つ目の「・」です。「一方、『協治（ガバナンス）』という用語について、『協治（ガバナンス）』という言葉は馴染みにくい。『協治』はイメージが湧くが、『ガバナンス』というカタカナは馴染みにくい。区民が説明できない言葉は広がらない」といった意見などもありました。その中で一番最後の「・」になりますけれども、ページの下のほうでございます。「条例の名称については、これまでも様々な意見はありましたが、『協治（ガバナンス）』はこの条例制定の目的そのものであり、また今後、墨田区において目指す新しい地域社会づくりの姿を表した言葉です。これを掲げることで『協治（ガバナンス）』を墨田区から積極的に発信し、また区民同士も『協治（ガバナンス）』のあり方について議論し、理解を深めていくことで、墨田区らしい協治（ガバナンス）を進めていきたいという願いから、今回条例の名称を『墨田区協治（ガバナンス）推進条例』として提案します。なお条例の普及、運用にあたって、より区民等に親しみやすい愛称をつけることも考えられます」とまとめさせていただきました。続きまして11ページをお開きください。「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例に盛り込むべき項目と内容」でございます。ここからがいわゆる条例の条文につながっていく書き込みの部分となります。前回、青山会長から今後、条文になるべき部分とそれ以外の部分を明確に分けてほしいとのお話ございましたので、このページのように条例に盛り込むべき項目と内容を囲みの中にしっかり明示いたしました。このあと続けて説明するすべてに関することでございますが、今回「中間のまとめ」ということでございまして、できる限り今後、条文化することを視野に入れたものとしております。例えば協治（ガバナンス）によるまちづくりとした場合、すべて区、行政が行う区政運営ばかりではなく、さまざまな主体間で行う協治（ガバナンス）の部分もあることから、すべてに関わる部分と区が主体的に行う部分の表現などの整理を行いました。事例で申し上げますと、この前文の部分では②でございます。「めざすまちや協治（ガバナンス）の理念」という部分がございます。前回の資料ではこの6個目の「・」ですけれども「情報の共有、参加、協働の推進」と8個目の「協治（ガバナンス）のまちづくりを支える区政運営の仕組み」を一緒に記載していきまして、「情報の共有、参加、協働の推進」がすべて区政との関わりようになっておりまし

た。その部分を整理させていただいて、この場合にはすべてに関わる場合には「情報の共有、参加、協働の推進」という形で、区政と言葉を入れずに書かせていただきました。一方で、やはり協治（ガバナンス）のまちづくりを支える区政運営の仕組みということで、こちらの表記は分けさせていただいております。なお囲み以外の部分でございますけれども、「解説＝基本的な考え方」という形にさせていただきまして、この「条例に盛り込むべき項目と内容」について、具体的な考え方を例示している部分の囲み以外のところに記載させていただいております。12 ページをお開きください。ここは目的の部分でございます。2 行目でございます。真ん中の部分からですが、また区民等及び区の役割を示し、協治（ガバナンス）を推進するための基本的な事項を定めることにより、協治（ガバナンス）の実現を図ることを目的とします」というふうに記載させていただいております。前回はここの2 段目から3 段目のところですが、協治（ガバナンス）を推進するための区政に関する基本的な事項を定める」と、区政に関するというふうにしてございましたけれども、区政に限らず協治を推進するすべての事項を目的とするように整理させていただきました。13 ページをお開きください。13 ページでは「協治（ガバナンス）の基本理念及び基本原則」の条例に盛り込むべき項目と内容でございます。この部分につきましても、条文化を視野に入れた書き込みに整理させていただいております。15 ページをお開きください。15 ページでは「協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」の部分でございます。まず（1）といたしまして「区民等とコミュニティ」の条例に盛り込むべき項目と内容の部分でございます。前回の資料では「区民等の権利」の部分が「情報を知る権利」「区政に参加する権利」「区政に提言する権利」と個別に記載しておりました。今回は二つ目の括弧でございますけれども、「区民等の権利」とまとめて記載させていただいております。「区民等は協治（ガバナンス）の担い手として、以下の権利があります。1. 区民等は区政に関する情報を知ることができます。2. 区民等は政策等の各過程において、区政に参加し提言することができます。3. 区民等は主体的にまちづくりの活動を行うことができます」としております。続きまして19 ページをお開きください。19 ページでは「区議会及び区長その他の執行機関」の条例に盛り込むべき項目と内容の部分でございます。変わった部分は「区議会の責務」の部分でございます。「区議会の責務」の部分で、前回までは一つ目の「・」だけの記載でございましたけれども、今回は協治（ガバナンス）ということの視点から、二つ目の「・」を加えさせていただいております。「区議会は区民等の意見を適切に区政に反映するとともに、議会活動について区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めます」と、これまでの議論を踏まえまして記載させていただいております。続きまして22 ページをお開きいただければと思います。22 ページでは「協治（ガバナンス）の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み」でございます。この章は協治（ガバナンス）の理念に基づき、そのまちづくりを推進するために、協治の3 原則について、区として努めるべき手段等についてまとめる章でございます。2 項目、二つ目の括弧「説明責任」でございます。前回、谷本委員から「応答責任」についてのご発言を踏まえまして、前回の資料の「政策形成過程の透明化」の書き込みを「説明責任」として整理し記載させていただいております。また次の括弧の「応答責任」でございますが、ここにつきましては「区は区民等から寄せられた区政に関する意見や提言について十分に検討し、公正かつ適正に応えるとともに、区政に活用するものとします」と記載させていただきました。さらに一つ括弧を飛びまして、「審議会等の公開」の部分でございます。この部分に関しましては二つ目の「・」で審議会等の公開において、例外的に一部または全部、審議会等を非公開とする場合の理由につきまして「ただし、その審議会等にはかり、一部または全部を非公開とすることができます。この場合、区は非公開とする理由を公表するものとします」と記載させていただいております。25 ページをお開きください。25 ページは「区政への参加の推進」に関する条例に盛り込むべき項目と内容でございます。この部分につきましても条文化を視野に入れた文言の整理のみさせていただいております。28 ページをお開きください。「協働の推進」の条例に盛り込むべき項目と内容でございます。ここ

の囲みの部分も、条文化を視野に入れた文言の整理をいたしました。なお「解説＝基本的考え方」の部分の二つ目の「協働の環境整備」の部分でございます。前回の資料で活動に必要な資金助成の部分におきまして、あまり具体的な議論がされていない中、基金のみに絞った説明をさせていただきました。そこでなんですけれども、三つ目の「・」をご覧いただければと思います。基金だけではなく、さまざまな活動支援の考え方があるということで、このように記載させていただいております。「次に、協働や区民等による主体的なまちづくりの活動を支援するため、人材、情報、きっかけづくり、場所、連携、活動資金など支援内容を挙げています。特に区民等による主体的な活動について、その活動資金の支援の必要性が高まっています。今後、さらに区民等による活動を支援するために、区が必要に応じて、予算の範囲内で、財政的支援を行うことが考えられます。また近年、わが国の寄附金税制は大幅に拡充されており、活動支援のための寄附を通して、区民等がまちづくりの活動に関心を持つきっかけともなることから、その寄附金の財源を一部とする協働を推進するための基金の設置も考えられます」ということで、資金助成についても、さまざまな方法があることを記載させていただいております。続いて 31 ページをお開きください。ここからは資料編ということでございます。中間のまとめということもでございます。35 ページ以降、例えば前回の区民懇談会の議論、意見等も載せるなど、区民参加の意見なども資料の一部とさせていただいております。加えてご紹介させていただきます。資料については以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

青山会長 どうもありがとうございました。以上が修正案ですけれども、本日は委員の皆さんのご意見を承って、とりあえず中間まとめとして今日は基本的にまとめさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

どうぞ、ご意見をお出しください。特にこれまでの議論で不足している部分とか、本来議論すべきだと考える論点など、今まで議論できなかったことについてもございましたら、どうぞご自由に意見をお出しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高柳委員 このガバナンス条例の検討委員会の確か 1 回目だと思うのですが、自己紹介を含めた感想的な発言をさせていただいたときに、ガバナンスという理念そのものはすばらしいものがあると感じていますが、それを今の墨田区政の中に具現化した場合において、場合によっては住民や関係機関が区政の下請けに使われかねないのではないかと。そういう問題点もあるのではないかとというようなことを述べさせていただきました。この間ずっと議論をさせてもらったのですが、私の中ではこういう思いというのは今も変わっていないのです。ほかの自治体もそうでしょうけれども、墨田区では、1980 年代ごろから行政改革ということで事務事業の統廃合だとか、行政の効率化だとかということを進めてきて、その後小泉改革の下で小さな政府、官から民へということでも指定管理者制度だとか、あるいはアウトソーシングだとか、そういったことを積極的に進めているわけです。私は行革を一律に否定するものではありませんけれども、そういう中で 2005 年 3 月に総務省が「新しい地方行革推進の新指針」というものを出して、そこではいわゆる NPM、New Public Management、新しい公共管理という考え方が打ち出されています。その指針の中にはこれまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は地域においては住民団体はじめ NPO や企業等の多様な主体が提供する多面的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は地域のさまざまな力を結集し、新しい公共空間を形成するための戦略本部となる必要があると書かれています。この間の区政の行革の流れを見ていったときに、私は使い方を間違えるとガバナンスという手法も新たな区民サービスの向上にはつながらない。むしろ区政のスリム化という方向での使われ方がされかねないという危惧を常に持っています。

そういう問題意識で、今回条例に盛り込む内容が整理されましたので、改めて読み返して、ぜひこの点については補強していただけないかと思う点が 4 カ所ばかりあったの

で、補強意見を申し上げたいと思います。まず 12 ページ、目的のところですが、この最後の部分に「協治（ガバナンス）の実現を図ることを目的とします」というふうであって、ガバナンスを推進するというだけを見ればそうなのかもしれませんが、やはり私はガバナンスというのは目的ではなくて手段なのではないかと思うので、「協治（ガバナンス）の実現により区民福祉の増進を図ることを目的とする」とか、そういう言葉が入って然るべきなのではないかと思いました。それから 13 ページの 2 の「参加」の部分ですが、「まちづくりは区民等の主体的な参加によって進められます」ということで、この間区が主体的に進めてきたということの関係で、こういうふうにかかれていてと思うのですが、やはり区民に対して強制するものではないということから、「主体的・自主的な参加によって」というようにしたほうがいいのではないかと感じました。同じく 15 ページの「区民等の役割」の 2 番のところでも、役割というふうに入っているから、ここも「区民等はまちづくりや区政に主体的・自主的に参加し」というふうにしたほうが受け取る印象がいいのではないかと思います。それから 19 ページの「区の役割」のところですが、ここに「区は区民等に最も身近な政府として」、この後に「公的責任を持って」とか「公的責任を明確にして」という文言を入れて、ただ単に区の仕事に移すということではなくて、区も公的責任を持ってしっかり行政を進める。それと併せてガバナンスという手法で、より豊かな区民サービスの向上を目指すんだという方向をイメージできるような内容にしていたらいいと思います。私の意見ということで、ご検討いただければと思います。

青山会長 ありがとうございます。ただいまの意見に対してでも結構ですし、そのほかの問題提起や意見でも結構ですので、どうぞお出しいただきたいと思います。

村上副会長 今の委員さんからのご指摘ですけれども、確か下請けというように表現されましたけれども、やっている本人からするとやりがいがあるやっているとあります。「だいぶご苦労なさっていますね」「住民が一生懸命やっていますね」と第三者から見ると気の毒とまでは言わないけれども、下請けという評価もあるかもしれませんけれども、嬉々としてやっているといったようなこともあり得るわけです。もともと苦役としてやっているわけではないのですから、楽しく面白くやっているということから言うと、むしろやりがいがあるやっていると見方もあるのではないかと考えております。それからまた別な件で気がついたところで、よく条例の場合に区の責務、区民の責務、事業者の責務というように何かとそういう条文が出てくるわけですが、15 ページに区民等それから事業者とありますけれども、私はここに中間的な団体が入って然るべきではないかと思っています。NGO とか NPO とか、そういった人たちが担い手になっているという部分がありますので、個人としての区民、それからグループだとか団体などを結集した、要するに団体。こういったものを中間団体ということで、打ち出しておく必要があるのではないかと考えております。以上です。

青山会長 ありがとうございます。ほかにございましたら、どうぞ。

須貝委員 私もやはりガバナンスという考え方は目的ではなくて手段であり、みんなの共通した認識というか、そういう合言葉みたいなものとして今後展開していきたいと思っています。そう考えたときに公共サービスの担い手という言葉がよく出てくるわけですが、担い手という言葉は多分広くとれるのですけれども、やはり受け手というイメージのほうが強くて、創り手というような言葉もどこかに匂わせたい。創り手というのは主体的に考え、生み出して、担っていくという一連の作業とか、そういった流れがガバナンスの考え方に必要かと思っていますので、どこかに創り手であり、担い手であるという言葉も入れていただければと思います。

あともう一つ、前回の名称の話で、今日のご提案でいいと思いますが、愛称を一つ考え

てきましたので聞いていただきたいと思います。愛称で結構ですけども、「墨田区みんなの協治（ガバナンス）推進条例」。「みんなの」という言葉を入れて、「みんなの」という言葉から想起するとガバナンスという言葉が難しくても、何となくみんなが関われるということにつながることで、ガバナンスという言葉のハードルを低くしたいということと、文字どおり「みんな」、それこそ私たち区民等も含めて、あと議会や行政の皆さんもガバナンスによって縛られるとかではなくて、「みんなの」ですから、議会としてもそれを推進する、区行政も推進するということで、ちょっとした検討項目に入れていただければと思います。

青山会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

阿部委員 昔からのコミュニティという中で重要な部分だと思うのは世代を超えて、子どもたちの世代から高齢者まで、いろいろな世代の人たちが関わり合っているというのが墨田区らしいコミュニティの一つだと思うので、この前文の中のどこかに「子どもたち」という言葉を入れてほしいという感じを前から持っていたのですけれども、うまく表現できなかったものですから黙っていたんですけれども。今さら高齢者という言葉まで入れる必要はないと思うのです。というのは、子どもたちという言葉を入れることによって子育て世代、若い 30 代前後のお父さん、お母さん方にも自分たちの身近なものというふうに捉えてもらえるかなという感じがするので、その言葉がほしいなと思っております。

それからもう 1 点、先ほどの 15 ページの真ん中ぐらいに「事業者の役割」と書いてあるわけですが、何か突然、事業者が出てくる印象があるので、今ほどのご提案にもありましたように中間的な団体とか、そういったものも入ると思うのですが、上の「区民等とは」の中に事業者という言葉があると、その下の「事業者の役割」がわかりやすくなるかなという感じがします。以上、2 点です。

青山会長 ありがとうございます。

加納委員 議論をぶり返してしまうのかもしれないのですが、何か所かで参加という言葉が出てきます。とりわけ 25 ページ「区政への参加の推進」、それ以外のところでも何か所か参加という言葉が出てきます。参加という言葉と参画という言葉、特に 25 ページの「区政への参加の保障」の部分を読むと、参画という言葉のほうが適切ではないかという印象を受けたのです。ですから分けて使うか、あるいは参画という言葉にするか。その辺をどうするかということです。これまでの議論の中で、もしされていたのでしたら、ちょっと私の失念の部分があるかもしれないですけども、最終的に意思統一として、私は参画という言葉のほうが適切であるのではないかと感じました。

青山会長 ありがとうございます。ほかにもございましたら、どうぞ。

小川委員 この 1 ページの「はじめに」というところです。5 行目ぐらいに「区民参加を重視すべきという認識から」というところから始まって、何となく住民の自由な意見がここに載せられていますというのを考えすぎているというか、何か腰が引けたような文章みたいですね。この間の懇談会を受けての文章にしてしまっていて、よけい私がそういうふうに感じてしまうのかわからないのですけれども、何かあまりにも住民を意識しすぎているというか、「みんなが自由に参加できるのですよ」「できますよ」とより強調しようとしすぎているのではないかな。そんな感じがするので、もっと堂々と、腰が引けなくていいのではないかな。

それともう 1 点が 15 ページの「区民等とコミュニティ」、ここに区民等という形で括弧であるわけですね。それなのに「区民等は」「区民等の権利」とあって、1、2、3 の全部頭に「区民等」というのがくっついているわけですけども、これは条文上こういうの

を載せておかないとまずいのですか。何かくどすぎて、もうちょっとこの辺をもう少しすっきりした形にしていただければと思うのですが。

青山会長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。

末富委員 今出た意見と同じようなことです。これも議論されて、条文で一番最初の定義で書かれると思うんですけども、15 ページの一番上のところだと「区民等とは墨田区内に住む人、区内において働き、学び、活動する人」。そこまではいいのですが、「区内にある、または区内で活動する団体をいいます」というところが 16 ページにある説明のように、少し具体的なものも入れてあげたほうが親切な感じはします。ただ条文として、それが馴染むのかどうかというのは私はちょっとよくわからないところがあるのですけれども、別刷で解説みたいなものをつくるのか、条文にそのまま書くのか。やはり団体という言葉だけではなくて町会とか、企業だとか、そういう具体的な名前を出したほうがわかりやすいかなと。特に最初からもう皆さんの話の中にもあった、この条例の墨田らしさをどこかに出したいということを考えたときに、これ全体を読んでいくととてもいいのですけれども、ほかの自治体と何ら変わらなくなってしまうのか。どこかで墨田らしさを出せるなら、例えば町会という言葉盛り込むとか、何かそういったことができないかなと感じました。以上です。

青山会長 ありがとうございます。ほかにもありましたら、どうぞ。

瀧澤委員 実際、この条例はこのメンバーにあててではなくて、対象は区民の方とか区の中にいる方になっているということを考えると、ここのまさしく 1 ページの初めにあるように、区民を規制するものなのかというような声はかなり懇談会の中でも出ていたのです。そのことに対応として、最後に「条例の目指すまちの将来」というようなことでまとめてあるわけです。ですから確かに一般の方がもしこれを目にしたときに、最初に見るのは自分たちを縛るものなのかということを見て、これ全部に目を通すということはなかなか難しいかもしれないから、そのときに何をこの条例は目指しているかといったときに、最後を見たときに果たしてこの図がすんなり目に入ってくるのかという感じを持ちました。要は簡単に言えば、ここに書いてあるようにやはり皆さんの区民活動を活発化して、区民同士や区民等と協働によって、さまざまな取り組みが行われて、公共サービスが全体として豊かになって、我々自身に返ってくるんだということが基本にあると思うのです。その辺、ターゲットを区民にした場合に、もう少しこの最後の図がすんなり入るような図式がないのかなという感じを持ちました。

それともう一つ、名称の件です。確かに親しみやすい愛称をつけることは大事かと思えます。これは参考ですが、私は勤労者福祉サービスセンターというところの役をやっているのですが、これは「フレンズすみだ」という愛称がついています。やはり「フレンズすみだ」「フレンズすみだ」と言うほうが何となく馴染みがあるので、このガバナンスの条例ももちろんここに書いてあるように協治（ガバナンス）推進条例という言葉で括るのはいいと思うのですけれども、やはり皆さんおっしゃっているように親しみやすい、区民が使いやすい愛称。この間の阿部委員の案も含めて、そういった親しみやすいものはつける必要があると感じます。以上です。

青山会長 ありがとうございます。

村上副会長 先ほどの追加で 10 ページのところ、4に「協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」の中で二分化されていますので、これは「区民等の権利、役割」と区の役割の中間にコミュニティという三つにしたらということ。コミュニティには

テーマコミュニティとか地域コミュニティもありますので、ぜひ中間団体として、そのコミュニティの定義と例示をすればわかりやすいのかなと思っております。

青山会長 ありがとうございます。谷本委員、何かありましたらお願いします。

谷本委員 ちょっと話が戻ってしまうかもしれないのですが、先ほど高柳委員からご提案のあった、まちづくりへの主体的な参加というお話で、村上副会長からも「楽しいまちづくりの参加もあるよ」というご指摘もあったのですが、墨田区の区民活動の実態を私自身把握はしていませんけれども、ほかの地域の事例でいきますと、最初のうちは自発的に楽しく参加をしても、だんだん、だんだんそれが役務化してってしまうという側面も否定できないというところがあるのです。条例の中で「それが区民の責任だ」みたいな形で書かれてしまうと、やはり負担感が出てきてしまうところもあると思いますので、私は冒頭高柳委員からご提案いただいたように、自主的な活動であるというようなところを言葉として加えていただいたほうがいいのではないかと考えています。それからさきほど参加と参画を分けたほうがいいというご指摘もあったと思うのですが、私も区政への参加については、やはり参画という言葉に書き換えていただいたほうがいいのではないかと考えています。それからもう一つ、村上副会長にちょっとご質問ですが、中間団体という言葉が条例の中に盛り込んでいくというところで、どこまでわかりやすく書き込めるかということが正直なところ疑問というか。まだまだ一般に馴染んでいないのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。ほかの地域の条例等で中間支援組織というような書き方をしているケースはあるわけですが、ただ中間支援という言葉もやはり NPO とか市民活動をやっている方には馴染みがあるのですが、一般の区民の方にはどこまでこれが馴染むものかなと思うのです。

村上副会長 これからという意味合いで中間団体、中間支援団体でしたか、もう国際的、世界的にはそのように入っていますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

谷本委員 中間支援団体ですけれども、ただこれもわかりづらいというところがあるので、入れたいというお気持ちには賛同ですけれども、言葉としてどう入れていったらいいか迷うところもあります。

須貝委員 条例の制定以降の話として、やはり本当に浸透していくのかとか、浸透しているのかとか、あとさらに発展しているのかとか。本当に当初の目的どおりのような使われ方になっているかということも含めて、チェックとかではないのですが、そういう何か前向きな、未来志向的な会議ではないのですけれども、区民と区とさまざまな団体が一緒になったような会議を持ちますというようなことを条例の中に入れて、これはずっと永遠に発展していくものだと表現したいと思うのですけれども。何もないと、行政がうまくいっているかどうかという検証する立場になってしまうと思いますので、それもやはり一緒にやっていくということを表したいと思うのですけれども。

青山会長 他にはいかがですか。はい、どうぞ。

阿部委員 今のご発言に多分関係すると思うのですが、私は以前申し上げたと思うのですが、例えば資金援助をするということがこの条例の中に盛り込まれるとすれば、どういう団体がどんな条件を満たしたときに、資金援助ができるのかということについて、誰が決定するのか。そのときにも申し上げたのですが、まちづくり条例においてはまちづくり条例何とか委員会というのがあって、それで審査をして認定する。そういった認定機関みたいなものがあれば、それは同時に須貝委員がおっしゃるようなその後の、条例の浸透具合

みたいなものについても、チェックする機能を同時に持てる部分もあるかなと思います。今、盛り込むべき項目とかの中に審議会とか、そういったものがどこにもないように思ったので、もし盛り込むことができるならば、当然、資金援助ということになれば、絶対的にそういったものがなければいけない。なぜかと言いますと、今ここに議員さんも4名いらっしゃいますけれども、何か区役所をお願いしてやってもらいたいときに、議員さんを通じれば大丈夫だというような意見というのが結構あるのです。それがいいのかどうかかわからないけれども、そういうルートしかないというふうに思っている人もいっぱいいるわけなので、そうではなくていわば第三者的な機関がありますということは、この条例の中のどこかに盛り込まれることが大事かなという気はいたします。以上です。

中川委員 阿部委員さんのご意見を引き継ぎます。やはり今お話しになられたように、私は一応町会のほうを代表してここに来ているのですけれども、まだまだいわゆるガバナンス条例本来の目的である地域住民が特に主体的に動くという点で、ここに議員の方々がいっぱいらっしゃいますけれども、今までは議員を通じてお願いをする、もうそういうシステムではないという時代に入っているということを、我々ここにいらっしゃる方は皆、意識していらっしゃるわけですけれども、まだまだ現実としては皆さんがおっしゃっているように下請け機関の大なる部分を引きずっております。この意識を何とかガバナンス条例によって大きく前に広げて、実はガバナンス条例というのはこういうものだと思っております。つまり今までは個々のつながりから議員の先生を通してとか、そういうことではなくて第2の道として、これからどういう形になるか、まだまだ皆さんとご相談しなければいけないと思いますけれども、いわゆる寄附の扱い、またその寄附の目的にしても、そうしたものを実際、誰が判断してゴーサインを出すのか。あるいは引き続き検討して、区の中にあって第2の道として将来的にはかなり大きな道になろうかと思っておりますけれども、その基本的なところをガバナンス条例のところに、はっきりと区民の方にわかるようにお示ししていく。かつての内務省から自治省、総務省、そういう流れではないということをつまららかにしていく。そういったガバナンスの基本的な理念が、今、間違いなく少しずつ固まってはいるわけですが、まだまだ権利ですとか、そういう時代ではないのです。青臭い話になりますけれども、近代社会、権利というものは市民が求めてきたものであって、実際にその権利を手に入れたら、今度は権利ですけれども、責任であり義務なんです。だから二元論的に権利だとか、責務だとか、そういうことではなくて、ガバナンスというのは実はそういうことなのだ、新しい時代の自治のあり方、そういう根本的なところを強く書き入れていけたらいいなと私はそう思っております。

青山会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。はい、どうぞ。

瀧澤委員 資料2で触れるのかもしれないのですけれども、今皆さんからそういう話が出ておられるので、この間から毎度、毎度申し上げているように、私が一番懸念しているのは、区民の方にどういうふうにして、この条例なるものを馴染ませていくのかということです。ここにパネルディスカッションをやるとかいろいろ書いてあるわけですけれども、一面的なことではなくて継続すべきもので、多分この間の3回の区民懇談会でも、ある面、ガス抜きの部分が前半部はあったのかという気がいたします。そういうことをやっているわけですけれども、実際に墨田区のガバナンス条例がこういうように動いているんだということを、やはり定期的に設ける必要がある。どういう形で設けるのかわかりませんが、参加をさせるということであるならば多少、最初は足がみんな遠のいていても、やはり定期的に行っていれば、そこに人が入ってくる。この間の懇談会に関してちょっと申し上げたと思いますけれども、ワンルームマンションの方も、ああいう機会があったからこそ、入ってこられたというようなこともあったと思うのです。ですから、この条例は、皆さんを始め識者の方々の力でこの間、申しあげたように条例の形はできてくるのでしょ

うけれども、できたものがいかに区の中に浸透していくかということをもひとつ考えないと、先ほどちょっと話でた議員さんの仕事も、阿部委員がおっしゃったようになってしまうと思うのです。やはり陳情を受けて行政に流すのが議員本来の仕事ではないはずで、本来はこの区をどうするんだということを代表者である議会が決めて、それをやはり自分の地域の人に徹底していくとか、反対があっても、「いや、こういうわけでやる必要があるんだ」とか、それが本来の役目でしょうけれども、何か方向が違ってしまったような部分の話も出ていたと思うのです。いま中川委員がおっしゃったように、これからはそうではなくて、このガバナンスを一つのきっかけにして区を変えていくんだというものをやるための、継続性を持たせる何かセクションが要るのかなというふうに、始まったときから思っているのです。それをここで考えるのかどうかわかりませんが、それがないとせっかく条例をつくっても、この委員会で討議したということだけで終わってしまうと思いますので、それを一こと言っておきたいと思います。

末富委員 いま阿部委員はじめ皆さまから継続的な会議のお話が出ていて、ちょっと気になっていて、私も不勉強なので事務局等で教えていただければと思うんですけれども。今日お配りいただいている参考資料2とかでも、いろいろな自治体がやっていて、協働事業の審査の助成のための審査会だったり、何か区民協働推進会議みたいな名称が出てきますけれども、こういうものはそれぞれ条例の中に設置が盛り込まれているものなのか。それとも条例ができた後、それを受けて何か運用する法律と政令みたいな関係で、一般的に会のほうで動いているものなのか。

岩瀬幹事 ただいまのご質問にお答えいたします。それぞれの自治体によって違います。いわゆる自治基本条約的なものに基金というかそういう資金助成みたいなものや会議体の文言を入れている自治体もあれば、自治基本条例とは別に例えば公益活動推進条例でそういう基金やその審査機関の設置を規定してやっている自治体と、二つのパターンがあるかと思います。

末富委員 そうすると今回の条例の中にそういったものを設置する事柄だけでも盛り込むというのは、特に違和感はないということによろしいですか。

須貝委員 続けてすみません。「めざすまちの将来」ということが今回コンパクトに1ページでまとめていただいたのですが、この辺をもう少し膨らませて、墨田らしさというもの何かイメージできないか。やはり「ますます町会が再発展していくということが考えられます」とか、「小さい子からお年寄りまでがつながって、今までと違うような活動も発展していく」とか「創出される」とか。まだ始まってもない話なので、なかなかどうなるかわからないと思うのですが、この将来の姿を膨らませることで、墨田らしさのある条例なんだということを何か区民の方に理解してもらえるのかなと思いますし、そんなふうになっていきたいなというようにもっていったらなと思います。具体的な表現はわからないのですが、ちょっと1ページではまとめすぎるのかなと思います。

青山会長 では、よければいったんまとめさせてもらいます。今まで大変貴重なご指摘をありがとうございました。座長としては全部、言われたとおりに直すという話ではないと思いますけれども、だいたい引き取ってまとめられるかなと思います。もし皆さんがよければ今日出た意見もなるべく尊重して、表現の問題とか言葉の問題については会長にご一任いただくということでまとめさせていただきたいと思います。ただその場合の考え方をちょっと申し上げておかないといけないかなと思いますので、それは申し上げたいと思います。まず「はじめに」の1ページの部分は、前回なかったものですが、今回、中間まとめにあたって入れてしまったので、これが何か事務的なことを書いていますから弱いとい

うのはもっともで、「はじめに」を端的にするとか、今回、2ページに回っているものを最初に持ってくるとか。2ページの図は今まで墨田しか、こんなことを打ち出したことはなくて、起草にあっても、一番大事なことを最初に言おうということだったわけなので、やはりこれは非常にこの条例の基本となる大事な図なので、この図とこの図の考え方が一番最初に明示できたほうがいいと思います。なお、この図の説明のところ、今日たくさん出た意見のかなりの部分は **New Public Management** との関係から始まって、下請け論、責任論という今までこの委員会で議論してきた論点であったので、これについて2ページの説明を多少強化する。それから、今後の仕組みについても、可能であればそういう表現の中で説明、あとをどうつなげていくかという問題について説明すればいいんだと思います。その場合に一つ申し上げておきたいのは、前にも言ったことがあるかもしれませんが、ガバナンスということが世界的に議論されるようになったきっかけというのは **New Public Management** の考え方の流れから言うと、総務省が何でそんな古い30年前の概念を引用したのか、よくわからないのですけれども、要は **New Public Management** の考え方というのは1980年代で市場原理、市場主義でやった結果、いろいろほころびが出てきて、それを反省するという流れの中でガバナンスという考え方が出てきた。それがすべてではないのですけれども、そういう側面があるわけです。その場合は従来からの公共の役割、民間の役割論に対して、公共の役割は行政だ、民間の役割は市場原理だというのに対して、そうではなくてむしろその間に市民活動だとか社会企業だとか、あるいは社会福祉法人だとか、そういった税でもないし市場原理でもない、そういう部門、あるいはそういう活動というのが21世紀への成熟した社会ではかなりウエートが大きくなってくるだろうし、そうあるべきだと。そのための制度整備や何かをきちんと、法律とか条例とか税制の面ですべきだと、そういう考え方がかなり強く反映したと思うのです。それがすべてではないわけですが、傾向としてはそういう議論が世界的に行われてきたということがあるのだと思います。

一方、市民とか区民の責務とか、責任ある市民とかそういう表現をするかどうかということについては、それと関連して本来ガバナンスでは責任ある市民像というのが前面に出てくるわけです。ただそれがかなり誤解されるという面があるので、あまりここでは強く書かなかったということだと思ふのです。アメリカのオバマ大統領は今年1月の有名な就任演説で、はっきりと「責任ある市民を求め」と言って喝采を浴びたということがあるわけです。それはやはり権利を主張する以上は社会に対するきちんと法を守って、市民が行動するということを要求しているのであって、行政が責任を放棄するとか、そういう意味ではまったくないので喝采を浴びたんだと思います。本当は、私はここにはっきりと「責任ある区民像を要求する」と書かないと、ガバナンス論というのは完結しないのだと思いますけれども、その辺は表現の仕様があるので、私はこだわりません。流れとしてそういう流れがあるという前提を考えた上で、どう表現するかということで今までさんざん議論してきましたから、あえて **New Public Management** は否定するとか、責任ある区民を求めるとかを言わなくても、そういう趣旨を2ページの図が雄弁に物語っています。これはさんざん議論して仕組みづくり検討委員会で作ったものを今回この会議で修正したものなのであり、相当熟度が高い図ができたと思うので、この説明を多少、今日の皆さんの議論を踏まえた形で、2ページの説明を修文するという形で整理していけるかなと思います。そのほかのご指摘についてもまったく無視するのではなくて、どう概ね表現するか。今ちょっと私もここでは案を出せないのですけれども、少し落ち着いて考えればだいたい修文できるかなと思うし、皆さんもそう受け取られたと思うので、もしよろしければそういった考え方で、前回さんざん議論してこういう結果になったので、今日はどちらかというところ「あとこれだけはぜひ表現しておいてほしい」というご意見というふうに受け止めて、その表現の仕方については会長にご一任いただくということで、中間まとめとしてはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

委員一同 異議なし

青山会長 ありがとうございます。ではそういうようにさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。では資料2について、先ほどから何人かの方から指摘が出ております、今後の区民参加プログラム案について、事務局から説明をお願いします。

岩瀬幹事 資料2をご覧くださいと思います。「条例の検討過程における、更なる区民参加プログラム(案)」でございます。前回の骨子案の段階でも、私どもはこの条例の策定にあたりまして、区民懇談会というものを3回開かせていただきまして意見、議論等を今回の条例の策定過程に入れております。今回、ここで中間のまとめということになります。この「目的」のところをご覧くださいと思います。まずは協治(ガバナンス)の推進という観点と条例の最終答申に向けまして、多くの区民に理解され、そしてできたあと活きた条例とするため、委員会委員以外の区民の方にも、条例の検討過程に参加してもらうことを目的といたしまして、中間まとめの策定段階におきましても、幅広く区民参加・普及の取り組みを行いたいと考えているところでございます。こちらにつきましては検討委員会の設置要綱の第9条にも記されているところでございます。今回、私どもの実施案でございますけれども、数々の区民参加の取り組みをしてみたいと思っております。そのメニューを2番以降に記載させていただいております。まず一つ目でございます。2番ですがこのあと10月3日と4日に開かれます「すみだまつり・こどもまつり」の墨田区の体育館の2階のステージのブースを活用させていただきまして、パネル等で中間のまとめの概要を掲示したり、中間のまとめを配布したりいたしまして意見の募集と、それからこのあとご説明いたしますけれども、区民フォーラムのご案内などをさせていただきたいと思っております。また常時そこには私どもの担当職員がおりますので、もしこちらの協治(ガバナンス)推進条例に関することなどでご質問、それからご意見等があった場合には懇切丁寧にご説明や意見交換をさせていただければと思っております。そして3といたしまして、今、若干ご紹介させていただきましたが「協治(ガバナンス)と条例を考える区民フォーラム」というものを開催させていただきたいと考えております。日にちは21年10月18日(日)曜日14時から16時まで。区役所13階の131会議室におきまして、予定のプログラムとしましては学識経験者より基調講演。仮題ですが「協治(ガバナンス)と条例づくりについて」。予定では青山会長にご講演をお願いしたいと考えているところでございます。そして本日ご出席の検討委員会の委員の皆さんにもパネラーとしてパネルディスカッションにご参加いただくとともに、そしてこの条例の中間まとめに関して、区民の皆さんとの質疑応答、意見交換などをしていただきたいと考えております。裏面をお開きください。またこちらは当然ではございますけれども、広報紙「区のおしらせ」、それからホームページに掲載、それから区の公共施設の窓口などにおきまして、こちらの中間のまとめを置かせていただいて、お知らせをさせていただきたいと思っております。それからパブリックコメントでございます。前回、中間のまとめ骨子案でも行いましたけれども、また中間のまとめの段階でもパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。広報紙「区のおしらせ」に区民フォーラムの開催記事に併せまして、意見募集を実施したいと考えておりまして、10月26日(日)曜日までパブリックコメントを開催させていただきまして、意見などをいただきたいと考えているところでございます。資料2についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

青山会長 ありがとうございます。中間まとめをいったんまとめた後、いろいろ区民の方のご意見も伺って、その後この委員会としては最終まとめに向けて、また議論を再開するということになるわけですが、そういった意味では資料2の今の説明のうち、区民フォーラムの開催というのも一つのポイントになるわけですが、これらについてご意見があれば伺いたいと思っております。今日のこの案はあくまでも案でして、これで固めているわ

けではありませんので、「こういうふうにしたらどうか」というご意見があれば承りたいと思います。

谷本委員 アイデアですので、ご検討していただければと思うのですが、区民フォーラムのプログラムでパネルディスカッションのところがあるのですが、講演があって、そのあと意見交換という流れはよくわかるのですが、先日の懇談会に参加して思いましたのは、やはり区民の方が条例の話と自分たちが地域の中で活動している話とのつながりというのが、なかなかわかりづらいのではないかという印象が強くありました。あのときはガバナンスのDVDを見せていただいたので、「ああ、こういう地域のまちづくりの活動があって、この条例が必要なんだ」というのが、あのDVDでご理解いただいた部分が結構あったと思うのです。できればですけども、DVDというやり方もあるわけですが、実際にその地域の中で活動されている方で何か面白い特色のあるものみたいなものがあれば、そういう方に例えばこのパネルディスカッションに相当する辺りのところでご発言いただいて、自分たちが今まちづくりに主体的に関わっているというようなところを少し見せていただくと、こういうまちづくりを支えるために今回の条例が必要なんだということで、少しストーリーとしてわかりやすいのではないかと思いますので、ちょっとアイデアということでご提案しておきます。

青山会長 はい。ぜひそういうやり方でやりたいと思います。むしろ先にそういう活動報告みたいなものがあって流れとしてはいいかもしれませんね。

中川委員 具体的にもう既に地域で、この委員でいらっしゃる須貝委員なども活動し始めていますよね。そういう方に、私はぜひ出ていただいて具体的な活動、今どういうふうになっているかということイメージできると思いますか、はっきり訴えることができますから、私はよろしいのではないかと思います。ついでに手前味噌ですけども、私のところでも今は5町会ですけども、旧中川の土手を整備してサクラを植えましたり、花壇をつくったり、そういった活動がやがて8町会ぐらいになると思います。地域の団体でもいわゆるガバナンスというところで、積極的にそうした方法をとって、現在進行中でやっていることも申し添えておきます。

青山会長 そうですよ。私も基本構想審議会以降ずっと感じているのですが、墨田はそういう活動が非常に盛んですので、基本構想のときのワークショップでも、こういうシンポジウム形式でワークショップの報告を皆さんにしてもらって、ものすごく活発だった記憶があります。まず具体的に、どういうことが行われているかという話をいくつか先にむしろ報告してもらってから、議論をしたほうが地に足の着いた議論ができるかなと思いますので、ぜひそういう進め方にしたいと思います。ほかにご提言とかございましたら、どうぞ。

小川委員 このプログラムというのが啓発運動ですよ。どのぐらいの人を集めたいと思っているのか。131会議室というのは普通の会議をやるより大きいですよ。121会議室よりもはるかに大きい。キャパもだいぶ大きくなると思うのです。この前、3回懇談会をやって、努力して30人平均で90人ぐらい来てもらったのですが、どんな方法で人集めを考えるか。それと「すみだまつり」に関してはパネルを貼っただけでは人は来ません。これは確実に言えると思うのです。だからそれに対して、どんなアイデアを持って人集めをやるか。そうしないとさっき言ったように、ただやりましたというだけで終わってしまうような気がするので、よっぽどいいアイデアを持って人集めをやらないといけないのではないかと思います。

瀧澤委員 まさしくそうだと思います。資料を見るといいと思うのですけれども、「すみだまつり」は実際は物販でほとんどの人が動いてしまって、体育館に足を運ぶ人は少ないし、ブースを出していても、お金を取らないところというのはほとんど通り過ぎるだけで、見ると集まりそうですけれども、ほとんどどうかなという感じがします。思いつきのようでも、今言われたようにこの間の DVD でも、いろいろな地域で活動がやられていても、実に墨田区は細長いというか、私たち向島のほうから見ると全然、本所地区の動きは知らないのです。ああいうものをピックアップすると、いまの青山会長のご発言ではないのですけれども、墨田区の中にたくさんあると思うのです。そういうものを一つの核にして、「ガバナンスはこういうふうに関わるんだよ」というようなことを話したほうが非常にわかりやすい。文面でこうだと言ってもわからないけれど、「いや、ここに書いてあることはこういうことです」というようなことを明示してやると、地元の人には「ああ、そういうことなんだ」と。実際にやっていることがもうガバナンスになっているんだということになるかと思うのです。それが一番大事なのかなと。私も早くから申し上げているように、そこが一番大事で、先ほどおっしゃったような区民の責任とかというのは言わなくても、そこから自覚ができてくれば、最高にいいものだなと思います。

岩瀬幹事 ご指摘については努力させていただきたいと思います。まず「すみだまつり」ですけれども、実は私どもの部署では「やさしいまち宣言」運動をやっておりまして、10年を迎えました。今年はその「やさしいまち宣言」の10周年を祝いまして、私どものブースでもさまざまなそれを啓発するような運動、客寄せの方もいろいろな工夫をしていくことにもなっております。少しでも体育館のほうに人を集めるような努力はしたいと思っています。それと今ご提案のありましたフォーラムでございますけれども、目標としては、131会議室の定員が240名でございますので、240名を目標に集めたいと考えております。240名を集めるためには、かなり頑張らなくてはもちろんいけません。皆様からいろいろな方々にお声かけをしていただいて、たくさんの方にお集まりいただいたと思っております。只今の委員の方々からのご意見を踏まえ、プログラム等もできる限りそのように実現をして、ご理解をいただけるようにしたいと思っています。また、今度は会場が広くなるということもありますので、多様な方法でお声かけをいたしまして、ご参加いただくように努力させていただきたいと思っています。

青山会長 はい、よろしいですか。ではそういうことで、やり方が大分変わったわけですが、そういうことで開催をさせてもらいたいと思います。

2. その他

青山会長 では最後に事務局から、次回の委員会の日程についてお願いします。

岩瀬幹事 机上に配布させていただきました資料3をお開きいただければと思います。次回の検討委員会でございます。本日ご紹介させていただきました区民参加プログラム等を終えまして、パブリックコメントの対応等をまとめさせていただきました。第9回は平成21年11月2日月曜日午後1時30分から、この委員会室におきまして、検討内容は最終のまとめに向けた議論をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

青山会長 ありがとうございます。それではそういうことで10月の行事、それから11月2日、「最終のまとめ」に向けた議論ということで、引き続きまたご協力をお願いします。ではほかに何か、この際というご発言がありましたらどうぞ。よろしいですね。では終わります。どうもありがとうございます。